

朝倉駅周辺整備事業

要求水準 (図書館施設編)

(案)

令和元年 11 月 29 日時点

知多市

目 次

第1	総則	1
1	本書の位置づけ	1
2	適用法令及び適用基準	1
第2	図書館施設の設計に関する要求水準	2
1	施設の位置付け等	2
(1)	図書館の位置付け等	2
(2)	図書館の基本理念等	2
2	整備対象施設概要	4
(1)	敷地条件	4
(2)	施設規模	5
(3)	施設概要	5
(4)	施設構成	6
(5)	運営方法	7
3	図書館施設の設計手順	8
(1)	概要	8
(2)	基本設計実施時の留意事項	8
(3)	実施設計実施時の留意事項	8
4	設計において要求する施設性能等	9
(1)	建築計画の要求水準	9
(2)	構造計画の要求水準	10
(3)	設備計画の要求水準	11
(4)	外構計画の要求水準	15
(5)	駐車場・駐輪場計画の要求水準	15
(6)	施設計画（諸室）	15
(7)	基本設計及び実施設計における提出書類	24
第3	図書館施設の維持管理・運営に関する要求水準	25
(1)	什器・備品等調達支援業務	25
(2)	什器・備品等保守管理業務	25
(3)	附帯事業（自由提案）	25

第1 総則

1 本書の位置づけ

本要求水準書は、知多市（以下「市」という。）が「朝倉駅周辺整備事業（以下「本事業」という。）」の実施に当たって、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき本事業を実施する者として選定された者（以下「選定事業者」という。）に要求する業務の水準を示すものである。

要求水準書（図書館施設編）は、要求水準のうち、図書館施設（図書館及び子育て支援施設を総称したものをいう）に特記する事項について規定するものであり、別葉の要求水準書（共通編）（以下単に「共通編」という）と一体をなすものである。

2 適用法令及び適用基準

共通編の規定を参照すること。

第2 図書館施設の設計に関する要求水準

1 施設の位置付け等

(1) 図書館の位置付け等

図書館は、現行の知多市立中央図書館（以下「現行の中央図書館」という。）の老朽化、図書館に対する市民ニーズの多様化等の課題に対応するため、現行の中央図書館の機能を移転、継承するものであり、知多市の図書館機能の中核として統括的な役割を持つものである。また、朝倉駅周辺整備事業における北街区への導入機能のひとつとして、駅周辺のにぎわいの創出に寄与する役割も担っている。なお、現行の中央図書館は、図書館の開業に伴い閉館する予定である（今後の活用は未定）。

(2) 図書館の基本理念等

図書館の基本理念及び基本方針その他について、「知多市図書館基本計画（令和元年6月）」を参照の上、施設計画に反映すること。

市では、知多市子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「地域ぐるみで子ども・子育てを支え、子どもがいきいきと育つまち」を実現するため、様々な子育て支援に取り組んでいる。

さらに、子育て世帯を支援することを目的に、新しいタイプの子育て支援に資する施設を整備するため、本事業の実施者として選定された者（以下「選定事業者」という。）に要求する業務の水準を示すものである。

【図書館の基本理念及び基本方針】

① 図書館の基本理念

図書館は、現行の中央図書館の課題への対応、市民意向調査によって把握した市民ニーズへの対応を可能な限り図っていくとともに、前項で示した前提条件に沿って整備を行っていきます。

上記を踏まえ、図書館の基本理念を以下のとおり設定します。

基本理念 知をもとめ 多世代つどう いこいの場

新図書館は、図書資料の収集と貸出という従来の目的に加え、駅前の立地から、まちづくりの一環として、市民意向を反映したにぎわいの創出に寄与する機能を配置します。

子どもから若者、子育て世代、高齢者まで様々な年代が、気軽に知識や情報を得られるとともに、学生、会社帰りの社会人などの自主学習やビジネス利用、多世代の居場所として、ゆったりとくつろげる知と憩いの拠点施設を目指します。

②新図書館の基本方針

上記の基本理念のもと、具体的には以下の基本方針を設定します。

基本方針1 ともに学び合い、知を育む図書館

図書館は、本をはじめとした多くの情報が集まる知の拠点です。これらの知を活用し、本を読んだり資料から情報を得て学ぶことは、有効な学習手段のひとつです。さらに、新図書館では、市民や市民ボランティアなどによる主体的な活動を支援し、講座や講習会への参画によって教え、教わることや意見交換を通じて、学びを深め、知を育むことができる図書館を目指します。

基本方針2 多世代にやさしい図書館

図書館は、多くの人々が利用する身近な公共施設であるとともに、生涯学習のための重要な施設です。しかし、これまでの図書館は、子どもの声や足音を気にして、立ち寄りづらいと感じてしまう子育て世代の方たちもいたようです。そのため、新図書館は、世代によらず、すべての人が気軽に立ち寄り、気兼ねなく利用できる図書館を目指します。

基本方針3 くつろぎと憩いの図書館

新図書館は、朝倉駅周辺に立地し、交通利便性が向上することから、学生の学習利用や会社帰りの社会人の利用の増加が予想され、多世代が長時間滞在できる機能へのニーズが高まると考えられます。市民アンケートにおいても、ゆったりとくつろいで過ごせる雰囲気のある図書館が求められています。これらのことから、新図書館は、家にいるようにゆったりとくつろいで過ごすことのできる、滞在型の図書館を目指します。

(3) 子育て支援施設（機能）の位置付け等

市は、市の玄関口である朝倉駅周辺地域を、にぎわいの交流拠点として、魅力あるまちとするため同地域を整備する計画を進めており、これにあわせて北街区に新設される図書館に新子育て支援施設を併設する。

図書館に併設する理由は、にぎわいの交流拠点として、それぞれ相乗効果が見込めること、また、トイレや授乳室等を共用することで整備コストを抑えることを想定しており、図書館に併設する意として、図書館内の児童書スペースに隣接、もしくは内包されることを基本とするため、図書館と一体的に整備する（イメージとして図書館のスペースの1つ）ものとする。

2 整備対象施設概要

(1) 敷地条件

本事業における建設予定地の位置は、愛知県知多市緑町●番●他である。

建設予定地の現況は、「資料● ●●●●図」、に示すとおりである。

項目	内容
建設予定地	知多市緑町1-1他
街区面積	約53,648㎡
現況宅地面積	約34,306㎡
用途地域	近隣商業地域
建ぺい率	80%
容積率	300%
地区計画	朝倉駅周辺地区計画
防火指定	準防火地域
日影規制	なし
高度地区	なし
周辺道路	東 市道大田朝倉線（都市計画道路） 西 市道朝倉線（都市計画道路） 北 市道緑町2号線
高潮浸水深	0.3～1.0m（愛知県高潮浸水想定（平成26年11月26日））
埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地外
地下埋設物	なし
緑化率	該当なし
地歴	資料●に示すとおり
消防水利	資料●に示すとおり

(2) 施設規模

整備する施設の規模等の内容は次のとおりである。

延床面積	概ね 3,250 m ² (併設する子育て支援施設 250 m ² 程度を含む。) ※ 原則として、上記規模の+10%以内で提案すること。
蔵書	収容能力 30 万冊程度 (開架・閉架割合は概ね 4 : 6 とする。)

(3) 施設概要

図書館施設に設置する諸室・エリアの概要を次に示す。

①図書館

- ・図書館利用者が立ち入る諸室・エリア (利用者ゾーン及び利用者・管理ゾーン) は原則としてBDS内とする。BDSは、事業者選定後、市又は図書館運営主体 (指定管理者を予定) と選定事業者が協議の上、決定するものとする。なお、事業者の整備範囲はBDSに関わる設備等 (配管、電気設備等) までとし、BDSの機器類は含まない。
- ・また、「飲食スペース」及び「個人学習スペース」は、図書利用目的以外の人も利用しやすいよう、館外から出入りしやすいよう配置すること。
- ・原則として、地下階を設けないものとする。

②子育て支援施設

- ・子育て支援機能として屋内型あそび広場と一時預かり事業の2事業を行うために必要な施設の整備を以下のとおり要求する。
- ・屋内型あそび広場は、0歳～6歳児 (いわゆる未就学児) を対象にした室内型で、子どもがその保護者の監督のもとで遊ぶことができるスペースで、詳しくは、(6) 施設計画 (諸室) ②子育て支援に記載する。
- ・一時預かり事業は、併設する図書館、商業施設利用者や、その他、一時的に子どもを保育できない保護者にかわり 1 時間単位 (最大 1 日) で子どもを預かるスペースで、詳しくは、(6) 施設計画 (諸室) ②子育て支援に記載する。

(4) 施設構成

施設構成は以下の通り。

区分		諸室・エリア
図書館	利用者ゾーン	エントランスロビー
		飲食スペース
		個人学習スペース
		グループ活動室
		多目的活動室
		一般書スペース 開架スペース 閲覧スペース
		パソコンコーナー ※コーナーとして設えず、パソコン席の分散配置も可。
		参考資料スペース 開架スペース 閲覧スペース
		児童書スペース 開架スペース 閲覧スペース
		お話室
		ブラウジングコーナー
		AVコーナー
		予約本受取コーナー
		対面朗読室
		授乳室
		トイレ（一般用及び幼児用）
		利用者・管理ゾーン
	レファレンスカウンター	
	管理ゾーン	事務室、作業スペース
		貴重資料室
		閉架書庫（一部を準閉架書庫とすることも可。）
		倉庫
		設備スペース 搬入スペース
	子育て支援	屋内型あそび広場
		一時預かり施設

(5) 運営方法

運営方法は以下の通り予定している。

区分	開館時間	休館日
図書館	9:00～21:00	<ul style="list-style-type: none">・毎週月曜日（祝日の場合は開館）・館内整理日（毎月末日）・年末年始（12月29日～1月3日）・特別整理期間（12日以内）
子育て支援施設	9:00～19:00	<ul style="list-style-type: none">・図書館の休館日に準じる。

3 図書館施設の設計手順

(1) 概要

図書館施設のうち、図書館については、別途選定する図書館運営主体（指定管理者を想定）の運営提案等を設計に反映する予定である。

図書館運営主体は、選定事業者の基本設計に基づき、公募を行う予定としており、公募時に図書館運営主体から得られた提案に基づき、選定事業者が実施設計において反映することを想定している。これらの修正については、市の支払うサービス購入料に増減の生じない範囲において行うことを想定しているが、市がやむを得ないと判断する場合は、市と選定事業者においてサービス購入料の変更協議を行うことを想定している。

なお、図書館運営主体の公募は、令和3年9月以降に開始し令和3年12月末日までに選定を予定している。

(2) 基本設計実施時の留意事項

- ・選定事業者は、基本設計について、令和3年8月末日までに完了させること。
- ・市は、基本設計図書の一部または全部について、図書館運営主体の公募資料の作成を目的として使用できるものとする。
- ・選定事業者は必要に応じ、市が作成する図書館運営主体の公募資料の作成に協力するものとする。
- ・選定事業者は、基本設計業務の実施時に、市と協議により、図書館運営主体が提案により変更可能とできる部位・部材等について定めること。なお、少なくとも以下については変更の提案を受け入れられるようにすること。
 - ①開架スペース及び閲覧スペースの備品類（書架、書棚、机等）の配置、レイアウト
 - ②事業者が設置する什器類の材質（木製・金属製・木金混合等）
 - ③内装、仕上材、什器類の色彩（カラースキーム）
 - ④館内サイン
 - ⑤図書館システム機器類の設置位置（BDS、検索端末など）
- ・図書館運営主体からは、以下「4 設計において要求する施設性能等」に示す要求水準の変更を伴うような提案は受け付けない想定であるが、市が有効と判断した場合、要求水準の変更を行う場合がある。この場合は、これに伴うサービス購入料の変更を含めた協議を行う。

(3) 実施設計実施時の留意事項

- ・選定事業者は、図書館運営主体からの提案内容に基づき、設計VE等必要な検討を行い、提案内容を実施設計に反映させること。
- ・図書館運営主体の提案内容が要求水準を逸脱する場合や、サービス購入料を大幅に超過することが明らかとなった場合は、市と協議を行うこと。
- ・選定事業者は、実施設計時において、市と協議を行うほか、市が指定した者（図書館運営主体を想定するが、これに限らない）とも打合せ等を行うこと。

4 設計において要求する施設性能等

(1) 建築計画の要求水準

ア 施設外観デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 施設全体の外観デザインは、朝倉駅周辺の公共施設としてふさわしい意匠性を備えたものとする。にぎわいの創出に寄与する施設として、多くの人が入りたいと感じられ、個性がありながらも親しみやすく、周辺景観に調和するデザインとすること。
イ 施設配置計画	<ul style="list-style-type: none"> 朝倉駅利用者の利用しやすさに配慮した施設配置とし、駅からのアクセス動線を適切に確保するとともに、朝倉駅側が施設の裏側にならないよう配置すること。 民間収益事業における商業施設と一体的ににぎわいを創出する施設として、商業施設との相互の動線を適切に確保すること。また、駐車場（商業施設と共用）及び駐輪場からの動線を適切に確保すること。
ウ 仕上げ計画	<ul style="list-style-type: none"> 窓ガラスは適切な断熱性を確保し、紫外線の遮断、結露防止を図ること。 窓ガラスは安全性に問題がないと判断できる場合を除き、原則、飛散防止措置を施すこと。 外部に面する窓を開閉可能な構造とする場合は、網戸を設置すること。 外壁、屋根等に用いる材料は、適切な断熱性、耐久性、耐候性を確保すること。 清掃及び管理のしやすさに配慮した計画とすること。 使用材料は、利用者の健康に十分配慮されたものとし、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、建設時における環境汚染防止に配慮すること。
エ 什器・備品計画	<ul style="list-style-type: none"> 図書館の什器・備品を市及び図書館運営主体と協議の上、計画すること。 什器・備品の調達・設置主体は、資料2に基づくこととする。市が調達・設置主体である什器・備品についても計画し、仕様及び費用を提案すること。 書架には利用者等の安全のため地震対策を講じること。 子育て支援施設内の屋内型あそび広場の遊具・玩具及び託児施設の備品は図書館運営主体に設置を求める予定である。ただし、屋内型あそび広場に設置予定の幼児用ボルダリングについては、壁面の一部に設置予定のため、市と調整の上、選定事業者が設置するものとする。
オ 案内・サイン計画	<ul style="list-style-type: none"> 案内表示等は、多世代の利用者に配慮し、ピクトグラムの活用、位置、大きさ、色彩、コントラスト等に配慮した、見やすくわかりやすいものとする。また、施設全体で統一感を持たせ、適宜、配置すること。

(2) 構造計画の要求水準

<p>ア 構造形式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・構造設計に当たっては、自重、積載荷重、その他の荷重及び地震荷重、風荷重に対して、構造耐力上十分に安全な計画とすること。 ・市の組織や機構などの将来的な変化に柔軟に対応できる計画とすること。 ・構造計画上、複雑な形状となる場合は、適切にエキスパンションジョイントを設けること。 									
<p>イ 耐震安全性の目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館施設の耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（建設大臣官房官庁営繕部監修）」及び「建築構造設計基準及び参考資料（建設大臣官房官庁営繕部監修）」に基づき、次のとおりとすること。 <table border="1" data-bbox="422 719 1369 1106"> <tr> <td data-bbox="422 719 627 864"> <p>構造体の耐震安全性</p> </td> <td data-bbox="635 719 722 864"> <p>Ⅱ類</p> </td> <td data-bbox="730 719 1369 864"> <p>大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 869 627 1003"> <p>非構造部材の耐震安全性</p> </td> <td data-bbox="635 869 722 1003"> <p>B類</p> </td> <td data-bbox="730 869 1369 1003"> <p>大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1008 627 1106"> <p>設備の耐震安全性</p> </td> <td data-bbox="635 1008 722 1106"> <p>乙類</p> </td> <td data-bbox="730 1008 1369 1106"> <p>大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。</p> </td> </tr> </table>	<p>構造体の耐震安全性</p>	<p>Ⅱ類</p>	<p>大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。</p>	<p>非構造部材の耐震安全性</p>	<p>B類</p>	<p>大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。</p>	<p>設備の耐震安全性</p>	<p>乙類</p>	<p>大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。</p>
<p>構造体の耐震安全性</p>	<p>Ⅱ類</p>	<p>大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。</p>								
<p>非構造部材の耐震安全性</p>	<p>B類</p>	<p>大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。</p>								
<p>設備の耐震安全性</p>	<p>乙類</p>	<p>大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。</p>								
<p>ウ 耐久性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準書に記載のない事項は、日本建築学会諸基準を参考にすること。なお、適用基準に示す性能等を満たすことを条件に、適用基準以外の仕様・方法等を選定することを認めるものとする。 ・振動を伴う機器・器具・什器備品に関しては、振動障害を検討し、構造体と絶縁する等必要に応じて十分な対策を講じること。 ・鉄筋コンクリート造を採用する場合、普通コンクリートの設計基準強度は、24N/mm^2以上とすること。また、外部にさらされる鉄筋コンクリート部分は、鉄筋のかぶり厚さを増す等、耐久性に配慮すること。 ・開架スペース、閉架スペース、事務室（作業室）は、十分な耐荷重を確保すること。 									
<p>エ 基礎構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎構造は、良質な地盤に支持させることとし、不同沈下等により建築物に有害な支障を与えることのない基礎形式及び工法とすること。 									

(3) 設備計画の要求水準

<p>ア 一般事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室内において、図書館の設備機器の一括管理が可能な計画とすること。 ・民間収益事業の商業施設等、周辺施設の大規模改修時等も支障なく運営できるよう、機器配置、配線引込、設備系統等を計画すること。 ・諸室の適切な静粛性を保つため、機械運転音、送風音等の騒音や振動の少ない計画とすること。 												
<p>イ 電気設備</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="418 533 608 622">(ア) 受変電設備</td> <td data-bbox="608 533 1401 622"> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館の負荷容量、負荷特性等に適切に対応する受変電設備を整備すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 622 608 815">(イ) 幹線設備</td> <td data-bbox="608 622 1401 815"> <ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備及び二次側（需要側）の設備計画に配慮し、各機能部分等のゾーンごとに幹線系統を明確化し、運用の合理性とフレキシビリティに配慮した計画とすること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 815 608 904">(ウ) 動力設備</td> <td data-bbox="608 815 1401 904"> <ul style="list-style-type: none"> ・空調機、ポンプ等の動力機器の制御盤の製作、配管配線工事及び幹線工事を行うこと。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 904 608 1249">(エ) 非常用発電設備</td> <td data-bbox="608 904 1401 1249"> <ul style="list-style-type: none"> ・関連法令等に基づき、適切に計画すること。 ・法的な設置義務への対応に加え、コンピュータ等の停電時保障用に無停電電源装置を設ける。保安用として、停電時の情報システムのバックアップ及び施設の最低限の機能維持に必要な照明、動力等の負荷に対して72時間の電力供給が可能な計画とすること。 ・非常用発電設備への切替は自動切替とすること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1249 608 1541">(オ) 蓄電池設備等 (UPS、CVCF 設備含む)</td> <td data-bbox="608 1249 1401 1541"> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電設備と一体的な計画として、必要に応じて適切に蓄電池設備等を計画すること。 ・非常時の防災負荷において蓄電池設備による対応が適切なものに加え、情報システム及び機器等の機能維持の観点から、瞬時停電対応等の必要性に応じて適切に設置すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1541 608 2020">(カ) 電灯・コンセント設備</td> <td data-bbox="608 1541 1401 2020"> <ul style="list-style-type: none"> ・照明設備、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行うこと。 ・非常用照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置すること。 ・照明器具等は、各室・各部位の必要に応じた照度、演色性を得ることができるものとする。 ・照明器具等は、可能な範囲で高効率型器具、省エネルギー型器具等を積極的に採用し、省エネの実現を図ること。 ・照明器具等は、容易な交換の実現等、維持管理面にも配慮し、入手困難な電球、電池等は使用しないこと。 </td> </tr> </table>	(ア) 受変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の負荷容量、負荷特性等に適切に対応する受変電設備を整備すること。 	(イ) 幹線設備	<ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備及び二次側（需要側）の設備計画に配慮し、各機能部分等のゾーンごとに幹線系統を明確化し、運用の合理性とフレキシビリティに配慮した計画とすること。 	(ウ) 動力設備	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機、ポンプ等の動力機器の制御盤の製作、配管配線工事及び幹線工事を行うこと。 	(エ) 非常用発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・関連法令等に基づき、適切に計画すること。 ・法的な設置義務への対応に加え、コンピュータ等の停電時保障用に無停電電源装置を設ける。保安用として、停電時の情報システムのバックアップ及び施設の最低限の機能維持に必要な照明、動力等の負荷に対して72時間の電力供給が可能な計画とすること。 ・非常用発電設備への切替は自動切替とすること。 	(オ) 蓄電池設備等 (UPS、CVCF 設備含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電設備と一体的な計画として、必要に応じて適切に蓄電池設備等を計画すること。 ・非常時の防災負荷において蓄電池設備による対応が適切なものに加え、情報システム及び機器等の機能維持の観点から、瞬時停電対応等の必要性に応じて適切に設置すること。 	(カ) 電灯・コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> ・照明設備、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行うこと。 ・非常用照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置すること。 ・照明器具等は、各室・各部位の必要に応じた照度、演色性を得ることができるものとする。 ・照明器具等は、可能な範囲で高効率型器具、省エネルギー型器具等を積極的に採用し、省エネの実現を図ること。 ・照明器具等は、容易な交換の実現等、維持管理面にも配慮し、入手困難な電球、電池等は使用しないこと。
(ア) 受変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の負荷容量、負荷特性等に適切に対応する受変電設備を整備すること。 												
(イ) 幹線設備	<ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備及び二次側（需要側）の設備計画に配慮し、各機能部分等のゾーンごとに幹線系統を明確化し、運用の合理性とフレキシビリティに配慮した計画とすること。 												
(ウ) 動力設備	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機、ポンプ等の動力機器の制御盤の製作、配管配線工事及び幹線工事を行うこと。 												
(エ) 非常用発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・関連法令等に基づき、適切に計画すること。 ・法的な設置義務への対応に加え、コンピュータ等の停電時保障用に無停電電源装置を設ける。保安用として、停電時の情報システムのバックアップ及び施設の最低限の機能維持に必要な照明、動力等の負荷に対して72時間の電力供給が可能な計画とすること。 ・非常用発電設備への切替は自動切替とすること。 												
(オ) 蓄電池設備等 (UPS、CVCF 設備含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電設備と一体的な計画として、必要に応じて適切に蓄電池設備等を計画すること。 ・非常時の防災負荷において蓄電池設備による対応が適切なものに加え、情報システム及び機器等の機能維持の観点から、瞬時停電対応等の必要性に応じて適切に設置すること。 												
(カ) 電灯・コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> ・照明設備、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行うこと。 ・非常用照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置すること。 ・照明器具等は、各室・各部位の必要に応じた照度、演色性を得ることができるものとする。 ・照明器具等は、可能な範囲で高効率型器具、省エネルギー型器具等を積極的に採用し、省エネの実現を図ること。 ・照明器具等は、容易な交換の実現等、維持管理面にも配慮し、入手困難な電球、電池等は使用しないこと。 												

		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ゾーンの照明器具等は、グレア防止等の基本的な機能性の確保とともに、意匠性にも配慮したものとすること。 ・書架の高さと間隔に配慮した書架灯等の配置により、必要な照度を確保すること。 ・吹抜け等の大空間や高天井空間がある場合には、特に効率面と維持管理面に配慮して照明器具、設置位置、方式等を計画すること。 ・照明器具の操作は、原則として各室で操作可能とすることに加えて、事務室で一括管理が可能なものとすること。 ・照明器具は、利用特性等に応じたゾーニングを適宜計画し、事務室でゾーニングごとの集中点滅ができるようにすること。 ・外灯を適宜設置すること。方式は自動点滅及び時間点滅が可能なものとすること。 ・外灯は演色性や意匠について、北街区全体で一体感を持たせるよう配慮すること。 ・共用部には、清掃等に支障のないよう、適切な箇所にコンセントを設置すること。 ・不特定多数が利用可能な環境へコンセントを設置する場合は、原則蓋付きとすること。
	(キ) 電話設備	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル回線（光ケーブル）とすること。 ・MDF（主配電盤）、電話交換機を施設内に設置すること。 ・ダイヤルイン方式とすること。 ・受付カウンター、事務室、併設する子育て支援施設に配線及び電話用モジュージャックの設置を行うこと。 ・外線は事務室に設置すること。 ・公衆電話用回線を施設のエントランスロビー付近に1回線分設置すること。
	(ク) 構内情報通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館施設の維持管理・運営に必要な全ての業務用機器や据付型の端末機器やプリンタに対応する配管工事を行い、将来的なOA対応にも可能なよう整備すること。 ・事務室には有線LANを導入し、OAフロアとすること。
	(ケ) 無線LAN (Wi-Fi)	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館全館で利用者がノートPC等持込み機器によりインターネットを利用できるように、図書館運営主体による整備を予定している無線LAN (Wi-Fi) 機器の設置に必要な配管を行うこと。

	(コ) 放送設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法に基づく非常放送設備と管理用の放送設備を事務室に設置すること。管理用の放送設備は、事務室から放送範囲を選択して館内放送が可能なようにすること。また、諸室にBGM、定時のチャイム放送等の放送が可能なものとする。 ・緊急地震速報を受信して、自動的に館内に放送する機能を備えること。
	(サ) I T V 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の主要出入口、共用部、外構その他防犯上、利用者の安全確保上必要な箇所に防犯カメラを設置すること。 ・必要な箇所に、BDSと連携したカメラを設置し、BDSによる不正持出しの警報等に対応して、状況が監視可能なものとする。 ・防犯カメラの制御機器は事務室に設置し、適切に監視可能なモニター設備及びレコーダー設備を設置すること。
	(シ) 機械警備設備	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館施設全体に対応する機械警備設備を設置すること。
	(ス) 電気時計設備	<ul style="list-style-type: none"> ・親時計を事務室に、子時計を施設各所に設置すること。
	(セ) 緊急通報設備	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ等には利用者に異常が生じた時のために、その事実を外部に知らせるための設備を設け、迅速な対応が取れるように必要な諸室に表示盤等を設けること。
	(ソ) 自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法及び関連法令を遵守し、所轄消防署と協議を行った上で整備すること。 ・受信機を事務室に設置すること。
	(タ) 雷保護設備	<ul style="list-style-type: none"> ・重要負荷電源には、雷サージに対する適切な保護措置を講じること。
ウ 空気調和設備	(ア) 空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧スペース等は、スペースの静粛性に配慮し、空気調和設備による騒音の低減を図ること。 ・空調熱源は、オゾン層破壊防止等の環境保全への配慮を踏まえたうえで、経済性及び図書館における運用方法に応じた機能性等に配慮して計画すること。 ・グループ活動室等、使用時間・使用頻度等が一定でない室は、個別運転を可能とするとともに、運転制御を事務室で集中管理できるシステムとすること。その他、諸室の用途・使用時間等を踏まえ、必要に応じてゾーニングを設定し、適切な運転管理ができるシステムとすること。 ・諸室の用途に応じた適切な室内環境を確保できる計画とすること。

	(イ) 換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸室の用途等に応じた適切な換気計画とすること。 ・ シックハウス対策に配慮すること。 ・ 図書館施設への臭気の流入のない計画とすること。
エ 給排水衛生設備	(ア) 給水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各使用部位・器具において適切な水質、水量、水圧を定常的に確保できるシステムとすること。
	(イ) 排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水方式は雨水・汚水分流式とし、下水道及び雨水系統に適切に接続すること。 ・ ゲリラ豪雨等の発生可能性に配慮し、突発的に雨水が増加した場合に図書等資料の汚損・毀損が生じないように、雨水排水は適切な余力を見込んだ計画とすること。
	(ウ) 給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授乳室に適切な給湯設備を設置すること。 ・ 給湯設備の水栓には、シングルレバー混合水栓を使用すること。
	(エ) 衛生器具設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ、授乳室、事務室給湯コーナー、外構等に適切な器具数を設定すること。 ・ 清掃等の維持管理の負担軽減に配慮して、トイレの器具は、汚れ防止加工等器具を積極的に採用すること。 ・ 光熱費等の維持管理コストの低減を考慮してトイレの器具は、節水型省エネ器具類を積極的に採用すること。 ・ トイレの手洗器にはセンサーによる自動水栓（自己発電式）を設置すること。 ・ 大便器には温水洗浄暖房機能付きの器具便座を設置すること。 ・ 女性用トイレには、各ブースに擬音装置を設置すること。
	(オ) ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス設備を導入する場合は、関係各所と協議の上、必要に応じて安全かつ適切に整備すること。
	(カ) 消火設備・消防用設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法及び関連法令を遵守し、所轄消防署と十分な協議を行った上で適切に整備すること。
オ 昇降機設備		<ul style="list-style-type: none"> ・ 複層階とする場合は、利用者用エレベーターと管理用エレベーターを各1基以上設置すること。急病人の搬送等に対応するため、1基以上はストレッチャー対応とすること。必要に応じて資料の搬出入に対応した能力・仕様とすること。

(4) 外構計画の要求水準

- ・搬入スペースは、雨天、荒天時においても図書等資料が風雨の影響を極力受けなくて済むよう計画すること。
- ・適宜、植栽を設置すること。「緑園都市」としての知多市の図書館としてふさわしい外構計画とすること。また、既存の樹木は可能な範囲で残すこと。(詳細は事業者選定後に協議・調整することとする。)
- ・屋外閲覧テラスの設置等により、自然を感じながら読書ができる環境を実現すること。なお、屋外閲覧テラスを設置する場合は、BDS外とすること。
- ・ごみステーションを適切な位置に設置すること。

(5) 駐車場・駐輪場計画の要求水準

- ・駐車場は、民間収益事業の商業施設の駐車場内に、図書館用として、100台分の計画を予定している。詳細については、事業者選定後、民間収益事業の決定事業者と協議・調整のうえ、決定すること。
- ・駐輪場は、民間収益事業の商業施設の駐輪場内に、図書館用として、現行の中央図書館の台数(250台)と同程度の台数の計画を予定している。詳細については、事業者選定後、民間収益事業の決定事業者と協議・調整のうえ、決定すること。
- ・車いす使用者用駐車場を図書館入口に可能な限り近接して設置するよう、民間収益事業の決定事業者と協議・調整すること。
- ・車いす使用者用駐輪場は、雨天時に傘を用いずに図書館内に移動できるよう、民間収益事業の決定事業者と協議・調整すること。
- ・車両動線と歩行者動線は、民間収益事業の決定事業者と協議・調整のうえ、明確に区分すること。

(6) 施設計画(諸室)

①図書館

諸室	要求水準
共通	<ul style="list-style-type: none">・図書等資料の種別による構成比は、現行の中央図書館の構成比と同等程度(資料3参照)、開架図書と閉架図書の割合は概ね4:6程度と想定し、開架書架及び閉架書架を計画すること。・開架書架の収容能力は11万部程度を確保すること。・開架書架及び閉架書架は、図書等資料の陳列・保管により棚板がたわむことのないものを設置すること。・機能上の必要性がある場合を除き、仕切りの少ない開放的な施設空間になるよう配慮すること。・明るさや温かみを感じられる内観デザインを基本とすること。・必要に応じて、一般、児童、職員等、各ゾーンの利用者特性に応じた内観デザインとすること。

<p>共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ゾーンの室は、階高、天井高等を余裕のある設定とし、熱負荷や直射光・紫外線の影響等に配慮しながら、適度に自然光を採り入れ、明るい施設空間とすること。 ・外部の自然を見ながら閲覧できる空間とし、適宜ソファ等のくつろげる閲覧席を設置すること。 ・必要に応じて、屋外閲覧テラスを設置する等、利用者が長時間滞在したくなるような空間を実現すること。 ・諸室の配置やゾーニングについては、多世代の利用者を想定し、初めて訪れる人にとってもわかりやすく、迷いにくい空間構成とすること。 ・利用者動線及び管理動線は原則として分離すること。また、効率的な管理動線とし、管理運営業務の合理化に配慮すること。 ・複層階とする場合は、利用者用と管理用の縦動線（階段や昇降機等）をそれぞれ配置すること。 ・設備スペースでのメンテナンス等作業が図書館開館日に想定される場合は、原則として利用者の利用ゾーンを介さずに作業ができるように計画すること。やむを得ず、利用者ゾーンを介して作業を行う場合は、作業員が設備スペース内に入り、扉を閉鎖した状態で行えるよう計画すること。 ・一般書スペース、参考資料スペース、児童書スペースにおいては、吸音性のある内装仕上げ材の選定等により、適切な音環境を実現すること。 ・床仕上材は適切な清掃性、耐久性、防滑性、静粛性を確保すること。 ・内壁面は落書きや経年劣化による汚れが付きにくい材質を使用すること。 ・床や壁面、什器類等は、エリアごとに適切かつ統一的な色彩を採用することが望ましい。 ・エントランスロビー又は駐車場に近接した建物外に、時間外返却用のブックポスト(自動返却機)を設置すること。 ・ブックポストは、350冊程度以上を収容できるものとする。 ・ブックポストは、書籍のICタグを読み取る、ICタグ用アンテナを設置可能なものとする。 ・AED(自動体外式除細動器)をエントランスロビー等のわかりやすい位置に1台以上設置すること。 ・開架スペースと閲覧スペースは一体的に又は隣接させて配置すること。 ・書架間の通路幅は1.3m以上とし、接架している人の後ろをブックトラック、ベビーカー、車いすが通行できる幅員を確保すること。 ・書架の分類表示は、弱視や老眼、身長の高・低、車いすの使用の有無等にかかわらず誰もがわかりやすいよう、文字の大きさや色に配慮し、視認性の高いものとする。 ・すべての閲覧席において、閲覧のために適切な照度を確保すること。 ・閲覧席のイスや机の高さは、多世代の利用者を想定した仕様とすること。
-----------	---

<p>エントランスロビー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランスロビーは、利用者の主要出入口として、駐車場からわかりやすい動線でアクセスできる位置に計画すること。 ・図書館の案内図を設置すること。 ・図書館で開催するイベントの開催情報、知多市からのお知らせ情報、公共交通機関の運行情報等の情報発信コーナーを設置すること。 ・必要に応じて、パンフレットスタンド等の設置による効率的な情報発信方法を採用すること。 ・エントランスロビー内又は利用者が利用しやすい場所に、利用者が荷物を預けられるロッカー（25人用）、ブックカート（20台）、車いす（2台）、ベビーカー（5台）の設置を計画すること。 ・公衆電話1台の設置を計画すること。
<p>飲食スペース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食スペースを、エントランスロビーと一体的で、持ち込みの飲食が可能な空間としてBDS内に設置すること。 ・飲食スペースは、利用者の休憩場所としての役割に加えて、待合せ等の利用も想定し、にぎわいを創出する空間として、館外からも出入りしやすいよう配置すること。また、利用者の主要出入口からの視認性を確保すること。 ・飲食スペースには、利用者が閲覧した図書等資料を返却できる返却棚を計画すること。 ・飲食スペースには、一人利用及びグループ利用双方を想定し、30席以上を計画すること（イス及びテーブルは市調達とし、作り付けのカウンター席等の提案は自由とする）。席は窮屈な配置とせず、ゆとりを感じられる計画とすること。 ・飲食スペースには、図書館運営主体による飲食事業実施（自動販売機の設置を含むが、設置位置については図書館運営主体と協議すること。）を可能にするため、給排水衛生配管、空調ダクト、電気配線等を確保すること。 ・床仕上げ材は清掃しやすいものを選定すること。 ・必要に応じて、飲食スペース利用者用のトイレを設置すること。 ・当該トイレは、一般用トイレ及び幼児用トイレ（（6）施設計画（諸室）①図書館 トイレに記載）とは別に設置するものとする。個数、仕様等は事業者提案によるものとする。
<p>グループ活動室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館協力団体（資料4参照）の活動、各種の講座・講習会、展示、会議等に対応するスペースとして、3室（20㎡程度/室）を設置すること。 ・全室でマイクロホンが利用できる仕様とすること。 ・臨時の学習室としての使用も想定すること。 ・当該室と廊下等との間仕切りを部分的に透明な素材とする等、外から内部の使用状況を見通せるようにすること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・移動間仕切り等により、3室の一体利用も可能な計画とすること。1室毎の使用に支障がないよう、当該間仕切りは相応の遮音性能のある仕様とすること。 ・3室それぞれにグループ活動室利用者用のロッカー（6人用/室）の設置を計画すること。 		
多目的活動室	<ul style="list-style-type: none"> ・映画会や、プレゼンテーションソフトを用いた講座を開催できる空間として設置すること。 ・席は可動椅子を計画し、100席程度の室とすること。可変的な室の利用を想定するが、可動イスの収容スペースは別途併設しなくても良い。 ・巻上げ式のスクリーンの装備を計画すること。 ・音響機材及び天吊り型プロジェクターの設置を計画すること。 ・内装は音響性能に配慮するほか、映画会開催時の音が館内他施設や近隣に障害や悪影響を及ぼさないように配慮すること。 		
個人学習スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・30席以上を確保すること。 ・学習に集中できるよう、個々の席に相応の高さのあるパーティションを設置すること。パーティションは、利用者により容易に移動できない構造のものとする。 ・すべての席に電源コンセントを設置すること。 ・無線LAN（Wi-Fi）について、常時安定した良好な接続環境を確保するための配管等を行うこと。 ・図書利用目的以外の人も利用しやすいよう、館外からも出入りしやすいよう配置すること。 		
一般書スペース	<table border="1"> <tr> <td>開架スペース</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・多世代の利用者等、誰もが図書等資料を探しやすく、利用しやすい空間となるよう、書架の配置、利用者動線、案内サイン等を計画すること。 ・見通しの良い空間とし、多世代の利用者の図書等資料の手に取りやすさに配慮するため、原則として書架の高さが低いものを選定すること（高さ上限1.5m程度以下を目安とする。ただし、収容能力とのバランスから、壁際等を部分的に高書架とすることも可とする）。 ・書架については、一定の耐久性やデザイン性を備えるとともに、文庫本から大型の美術書まで様々な大きさ・形状・種類がある図書資料に柔軟に対応できる高い機能性を有するものを用意すること。 ・利用者の視認性の高い位置に、新着コーナーや企画図書コーナーの設置を計画すること。 </td> </tr> </table>	開架スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代の利用者等、誰もが図書等資料を探しやすく、利用しやすい空間となるよう、書架の配置、利用者動線、案内サイン等を計画すること。 ・見通しの良い空間とし、多世代の利用者の図書等資料の手に取りやすさに配慮するため、原則として書架の高さが低いものを選定すること（高さ上限1.5m程度以下を目安とする。ただし、収容能力とのバランスから、壁際等を部分的に高書架とすることも可とする）。 ・書架については、一定の耐久性やデザイン性を備えるとともに、文庫本から大型の美術書まで様々な大きさ・形状・種類がある図書資料に柔軟に対応できる高い機能性を有するものを用意すること。 ・利用者の視認性の高い位置に、新着コーナーや企画図書コーナーの設置を計画すること。
開架スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代の利用者等、誰もが図書等資料を探しやすく、利用しやすい空間となるよう、書架の配置、利用者動線、案内サイン等を計画すること。 ・見通しの良い空間とし、多世代の利用者の図書等資料の手に取りやすさに配慮するため、原則として書架の高さが低いものを選定すること（高さ上限1.5m程度以下を目安とする。ただし、収容能力とのバランスから、壁際等を部分的に高書架とすることも可とする）。 ・書架については、一定の耐久性やデザイン性を備えるとともに、文庫本から大型の美術書まで様々な大きさ・形状・種類がある図書資料に柔軟に対応できる高い機能性を有するものを用意すること。 ・利用者の視認性の高い位置に、新着コーナーや企画図書コーナーの設置を計画すること。 		

	閲覧スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧席数は、参考資料スペースの閲覧席と併せて 85 席以上とすること。その内、一定数はソファ等のくつろぎやすい席とすること。 ・閲覧席数の内 40 席以上は、利用者の持込みパソコンに対応できるよう電源コンセントを設置すること。電源コンセントの設置にあたっては、閲覧を主目的とする利用者、作業を主目的とする利用者等、利用者特性に配慮した配置とすること。 ・車いす使用者用の席を 3 席以上配置すること。当該席に近接して、拡大読書機の設置席を配置すること（拡大読書機は市調達）。 ・児童書スペースから分離した配置とする等、音に配慮し、明るい雰囲気でありながら落ち着いて閲覧できる空間とすること。
パソコンコーナー		<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット閲覧用パソコン席 3 席、蔵書検索性パソコン席 4 席（内訳：一般書スペース 2 席、児童書スペース 2 席）を、図書館運営主体の意見を取り入れたうえで、わかりやすい位置に設置を計画すること。コーナーとしてスペースを確保する方法のほか、各所に分散して配置することも可能とする。 ・蔵書検索性パソコン席に近接して、蔵書情報を利用者が印刷できるレシートプリンターを設置できるスペースを確保すること。
参考資料スペース	開架スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の中央図書館に設置されている、郷土の歴史学者 竹内理三コーナーをはじめとした知多市の郷土資料を引き続き設置すること。
	閲覧スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧席数は、一般書スペース閲覧席と併せて 85 席以上とすること。 ・児童書スペースから分離した配置とする等、音に配慮し、静かで落ち着いた雰囲気調査・研究に専念できる空間とすること。 ・地図などの大判資料の閲覧に適した机を設置すること。
児童書スペース		<ul style="list-style-type: none"> ・図書館に併設する子育て支援施設と一体的な利用ができるよう、配置及び動線に配慮すること。 ・子どもの声や足音等が他のエリアに響きにくいよう、スペースの配置や床仕上げ材に配慮すること。 ・利用者が貴重品等荷物を預けられるロッカー（9 人用）の設置を計画すること。子ども連れの利用者を想定し、一定程度の大きさのものを入れられる仕様とすること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧机は、角の丸いものや、コーナーガード付等、子どものケガ対策に配慮した計画とすること。 ・書架は、角の丸いもの等、子どものケガ対策に配慮した計画とすること。
開架スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・開架書架の収容能力は4.5万部程度を確保すること。 ・子どもが自ら図書等資料を探し、主体的な読書が促進されるよう、書架の高さや配置、案内サイン等を計画すること。 ・適切な位置に別置書架として、紙芝居架（1,150点程度収容）、大型絵本架（1,300点程度収容）を設置すること。 ・児童向け企画図書コーナーの設置を計画すること。
閲覧スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧席は55席以上とし、原則は子ども向けとするが、一部は大人も利用できる仕様とすること。
お話室	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館に併設する子育て支援施設と一体的な利用ができるよう、配置及び動線に配慮すること。 ・児童書スペースと一体的に又は隣接させて設置すること。 ・朗読会を実施できるスペースとして、子どもが靴を脱いで利用できる空間とすること。床仕上材は、靴を脱いだ乳幼児の利用に対応するため、ある程度のクッション性のあるものとし、衛生面、安全面にも配慮すること。 ・朗読会の実施時には、遮音性のある間仕切りやカーテンで仕切れる仕様とする等、子どもが朗読に集中できる環境を確保するが、通常時は開放し、児童書スペースと一体的に利用できる空間とすること。 ・2㎡程度の収納スペースを確保すること（倉庫の併設のほか、収納スペースのあるソファ等の提案も可とする。）。
受付カウンター	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の貸出・返却、利用者登録、図書館に関する総合案内等に対応する受付カウンターを設置すること。設置位置は、エントランス、一般書スペース、児童書スペースと相互に視認できる位置とすること。複層階として一般書スペースと児童書スペースを分離する場合等は、一般受付と児童受付をそれぞれ設置すること。この場合、児童受付は資料の貸出・返却機能のみを有するものとして計画すること。 ・受付に必要な端末について、適切な台数を計画すること。 ・事務室と効率的な動線でアクセスできるよう計画すること。 ・受付に近接した位置に自動貸出機・返却機（各2台）の設置を計画すること。 ・受付に近接した位置にセルフサービスのコイン式複写機1台の設置を計画すること（複層階として一般受付と児童受付をそれぞれ設置する場合は、一般受付に近接した位置とする）。
レファレンスカウンター	<ul style="list-style-type: none"> ・一般開架スペースと参考資料開架スペースに近接した位置に配置し、資料の案内や調査・研究の相談などの情報提供サービスが実施できるカウン

	<p>ターの設置や、サービスの提供に必要な端末が設置可能なスペースを確保すること（受付との兼用可）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンターは、車いす利用者も利用できる仕様にする。
ブラウジングコーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の中央図書館で所蔵している逐次刊行物（資料3参照、事務用雑誌類を除く）の配架・閲覧・保存スペースとして設置すること。 ・座席として適宜ソファ等の設置を計画する等、くつろげる空間とすること。
A Vコーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の中央図書館で所蔵している視聴覚資料（資料3参照）を収容できる開架棚を設置すること。 ・視聴席は、落ち着いて視聴できるものとし、一般書スペースに2席以上（うち、2人用を1席以上）、児童書スペースに2席以上（うち、2人用を1席以上）を設置すること。 ・各資料の視聴用機器の設置を計画すること。
予約本受取コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者自身で端末操作することにより、受付に並ぶことなく予約本を受け取れるよう、コーナーを設置すること。 ・自動貸出端末1台の設置を計画すること。 ・規模は事業者提案によるものとする。
対面朗読室	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や視覚障害者等に対する対面朗読サービスや、録音図書資料の作成等ができる、施錠可能な防音仕様の室を2室設置すること。 ・室内にはノートパソコンが2台程度入る棚を設けること。 ・一般書スペースの一角に設置し、2室共、録音図書の作成や再生用の機器の設置を計画すること。 ・2室のうち1室は、音声読み上げ機の設置を計画すること。 ・規模は10㎡程度/室とすること。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・BDS内に、車いす利用者やオストメイトに対応した多目的トイレ1箇所以上を含む一般用トイレ（男女別）を設置すること。 ・多目的トイレ、男性用トイレ、女性用トイレそれぞれにベビーチェア、ベビーベッドを併設すること。 ・多目的トイレには、大人も利用可能なおむつ交換台、フィッティングボードを設置すること（多目的トイレが複数になる場合は、少なくとも1箇所）。 ・幼児用便座、幼児用小便器を配置した、幼児用トイレを児童書スペースと一体的に又は隣接させて設置すること。 ・想定利用者数から算定した適切な規模及び器具数とすること。想定利用者数は、現行の中央図書館の利用者数（資料6）に基づき、選定事業者にて想定した人数を示すこと。 ・多目的トイレには非常呼出ボタンを設置し、呼出時に表示灯の点灯及び音等により知らせる表示盤を事務室に設置すること。

授乳室	<ul style="list-style-type: none"> ・児童書スペースと近接して授乳室を設置すること。 ・授乳を行う空間はプライバシーを確保できる空間とすること。 ・男性保護者も利用できる位置に哺乳びん洗浄及び調乳用の給湯設備を設置すること。 ・授乳とおむつ替えを一連の行動で可能とするため、授乳室と一体的におむつ替えスペースを設置すること。この際、臭気が閲覧スペース等に漏れないように配置場所について十分に配慮すること。
事務室、作業スペース、搬入スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の管理運営に関する事務を行うスペースとして、円滑な管理運営の実施にあたり必要な規模を確保すること。 ・図書館システム、業務用パソコン、コピー機、収納棚等の設置等を含め適切なスペースを確保すること。事務員の執務エリアとして、15人分の事務机を設置できるスペースを確保すること。 ・情報漏えいを防止するため、利用者からパソコン画面の内容が見えないよう、配置を工夫すること。 ・図書等資料の受入れや選本を行う作業スペースを確保すること（個別の部屋としなくても良い）。 ・図書館協力団体用ロッカー(10団体)の設置を計画すること。 ・作業スペースに図書等資料を直接搬出入する車庫（2t車1台が駐車し、搬出入できる規模）を設置すること。天候に左右されず積み込作業が可能な構造とすること。 ・男性用5人分程度、女性用20人分程度のロッカー（スチール製既製品）を設置できる更衣スペースを男女別に設けること。なお、ロッカーは1人当たり、幅約30cm、高さ約1.7m程度とする。 ・休憩コーナー、給湯コーナーを設けること（個別の部屋としなくても良い）。 ・事務室または事務室倉庫内にネットワーク機器やファイルサーバを収納するラックを収めることができる施錠可能な室を設けること。 ・OAフロアとすること。
貴重資料室	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重資料を保管するスペースとして、15㎡程度の施錠できる室とすること。
閉架書庫	<ul style="list-style-type: none"> ・建物規模に限りがあるため、空間の有効活用ができる書架（集密書架など）を採用すること。なお、集密書架の場合は、電動とすること。 ・事務室と効率的な動線でアクセスできるよう計画すること。 ・図書等資料の保存に適した室内環境を維持すること。

	(準閉架書庫) <ul style="list-style-type: none"> 一部、利用者が自由に資料を閲覧できる準閉架書庫（公開書庫）とするこ とも可能とする。準閉架書庫の書架は、高書架で収容効率の高いもの とし、利用者の安全確保のため固定書架とすること。
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 適宜設置すること。余剰スペース等を有効に活用して各所に配置するこ ともにも配慮すること。
設備スペース	<ul style="list-style-type: none"> 適宜設置すること。

②子育て支援

諸室	要求水準
共通	<ul style="list-style-type: none"> 屋内型あそび広場と一時預かり施設は隣り合わせに配置し、連携できるよ う配慮するとともに、併設する図書館との連携を図るため、図書館の児童 書スペースに隣接して整備することを基本とする。 児童書スペースに隣接するため、遮音性能のある壁を設置するなど、他の 図書館利用者の利用の妨げとならないよう配慮すること。 利用者と職員の動線を区分してスムーズな動線とわかりやすい空間構成 を行い、サイン設置等により利用者に分かりやすい施設計画とすること。 明るさや開放感、清潔感等基本的な居住性はもとより、汚れたり破損しに くく、汚れたり破損しても目立ちにくい等、メンテナンスが容易な仕様と すること。 ゾーニングによって、音や人の動き等がお互い気にならないような配慮を 行いつつ、開放的なつながりも確保すること。 明るい空間となるよう採光を考慮に入れること。
屋内型あそび 広場	<ul style="list-style-type: none"> 面積は 200 m²程度とし、次の要求水準を満たすこと。 ① 壁面腰部はクッション張り等により乳幼児の安全に配慮するととも に、上部は内部が確認できる仕様とする。 ② 床の仕上げ材においても乳幼児親子の利用に配慮したクッション性を 有するものとする。 ③ 併設する図書館の床面と段差を設けず、靴を脱いで使用する施設とし、 出入口の横に 50 足程度の靴箱、ならびに、ベビーカー置き場、5 台分程 度を確保すること。 ④ 壁面その他室内空間は、利用者の趣向にあった魅力ある空間とす ること。 ⑤ 壁の一部に幅 5 m、高さ 2 m 程度の幼児用のボルダリングを設置する こと。 ⑥ 子どもが入って転がるバルーン遊具（材質：ポリ塩化ビニール、寸法： 直径 160 c m×幅 160 c m程度）」を導入予定のため、同遊具が楽しめる 空間の配置を考慮すること。

一時預かり施設	・面積は 50 m ² 程度とし、次の要求水準を満たすこと。	
	託児スペース	<ul style="list-style-type: none"> ① 託児スペースは 33 m²確保すること。 ② 床仕上げ材は屋内型あそび広場と同様のものを使用すること。 ③ 利用者用のロッカーを 10 人分設置すること。なお、ロッカーは 1 人当たり、高さ 35cm、幅 40cm、奥行 40 c m 程度とする。 ④ 利用者は屋内型あそび広場の脇を歩いて入るため扉を設置すること。
	事務室スペース	<ul style="list-style-type: none"> ① 事務室と託児室を隔てる壁に行き来ができる扉を 1 枚、事務室から託児室を見るガラス窓を 1 枚設置すること。 ② 事務室内に調乳等ができるミニキッチンを設置すること。 ③ 一時預かり施設の職員が屋内型あそび広場を管理するため、両室が接する部分の一部に受付等のカウンターを設置すること。

(7) 基本設計及び実施設計における提出書類

選定事業者は基本設計及び実施設計時には、「資料● 基本設計及び実施設計提出図書」に示す書類等を市に提出し、確認を得ること。

第3 図書館施設の維持管理・運営に関する要求水準

(1) 什器・備品等調達支援業務

①業務の内容

- ・市が行う什器・備品の調達に関する支援を行う。

②要求水準

- ・市が別途実施する什器・備品調達・搬入及び工事（システム設置工事等を想定）にあたり、必要に応じて現場立会を行うなどの協力を行うこと。

(2) 什器・備品等保守管理業務

①業務の内容

- ・什器・備品等の適切な管理を行うこと。

②要求水準

- ・施設の什器・備品・消耗品等の台帳（品名、金額（単価）、数量等）を作成し、適切な管理を行うこと。なお、ここでいう什器・備品等とは、知多市物品管理規則に沿う物品をいう。

(3) 附帯事業

- ・選定事業者は、自らの提案により、本施設において、行政財産の目的外使用許可又は貸付けにより、附帯事業を行うことができるものとする。
- ・ただし、市は、カフェ等の飲食提供事業を別途選定する指定管理の業務内で実施する予定であるため、選定事業者は、カフェ等の提案はできないものとする。